第140回　法務事務所便り
～健康診断を実施する義務～

公認会計士・行政書士
杉浦登事務所
主任 鵜飼　今日子

事業者は労働者に対し、健康診断を行わなければならない。（労働安全衛生法）

受診の対象者は？

◆ 常時使用する労働者

◆ 条件を満たしたパート・アルバイト

１週間の所定労働時間が当該事業場の同種の業務に従事する通常の労働者の１週間の所定労働時間の４分の3以上であること

実施する健康診断とその時期、回数は？

１年以内に一回

雇い入れ時（雇入時健康診断）

常時使用する労働者（条件を満たしたパートも含む）を雇入れる直前又は直後に健康診断を実施。

※ただし、雇入れ日以前３ヶ月以内に労働者自身が実施した健康診断結果を提出させることで代用できます。

特定業務従事者の健康診断

深夜業、有害な環境で働く労働者に対し、配置替えの際及び６ヶ月以内ごとに１回、定期に一般項目について医師による健康診断を行わなければならない。

他にも事業者が知っておくべき義務があります！

- 健康診断の費用を負担する。
- 健康診断の結果を健康診断個人表を作成して５年間保管する。
- 常時50人以上の労働者を使用している場合、労働基準監督署に結果を報告する。

健康診断を実施しなかった場合は、50万円以下の罰金に処されます！詳細はお問い合わせ下さい。

公認会計士
行政書士
杉浦登事務所(0587)23－3100 鵜飼・土持まで。